

マイクロソフトによる非係争条項の効果  
--- 垂直的関係の技術開発のインセンティブの研究 ---

[執筆者]

松島法明 大阪大学社会経済研究所准教授 (公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)	荒井弘毅 公正取引委員会競争政策研究センター事務局長
石橋郁雄 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授 (公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)	泉水文雄 神戸大学大学院法学研究科教授 (公正取引委員会競争政策研究センター客員研究員)

[要旨]

本研究では、平成 16 年 9 月 1 日に審判開始決定が行われ、平成 20 年 9 月 16 日に平成 17 年法律第 35 号による改正前独占禁止法第 54 条第 1 項の規定に基づき審判審決がなされた、マイクロソフトコーポレーション(MS)に関する案件を事例として、垂直的関係の技術開発のインセンティブの研究を行った。この公取委による審決によって、MS は、平成 13 年 1 月 1 日以降、同 16 年 7 月 31 日まで、日本国内において PC の製造販売を営む業者と直接交渉し、MS Windows (OS)を OEM 販売することを許諾するための契約を締結するに当たり、同許諾を受けたパソコンの製造販売業者(OEM 業者)に対して、OEM 業者が、Windows による特許権侵害を理由に MS 又は他の被許諾者等に対して訴訟を提起しないこと等を誓約する旨の条項(NAP 条項)を含む契約の締結を余儀なくさせ、OEM 業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けてこれと取引していたことが違反行為として認定された。

本件では幾つかの争点について簡単な理論モデルを構築し、分析を行い、以下の結果を得た。(1) OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、他の OEM 業者の品質が向上する場合、OEM 業者間に品質格差が存在しても、両方の技術を使うことが MS にとって最適となる。しかし、事前の品質格差が大きい場合に、技術漏出で高品質 OEM 業者の利潤が損なわれる。(2) OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、MS の限界費用が減少する場合、両方の技術を使うことが MS にとって最適であり、両 OEM 業者にとって技術漏出は望ましい(3) OEM 業者の技術が MS の OS に導入され、他の OEM 業者の限界費用が減少する場合、両方の技術を使うことが MS にとって最適であるのは、技術漏出の程度が小さい場合である。漏出の程度が大きい場合には、MS にとって NAP 条項を導入しない方が良い。そして、事前の費用格差が十分大きい場合に、技術漏出で両 OEM 業者の利益が損なわれる。

この分析からのインプリケーションとしては、OEM 業者の下流市場での立場によって異なった影響が生じてくる可能性を指摘することができ、それを考慮に入れて主張立証活動を行っていくことの重要性を挙げることができる。例えば、OEM 業者間で技術格差がある場合には、効率的な OEM 業者の利潤を損なう可能性、投資インセンティブを阻害する可能性を視野に入れた競争政策上の弊害の現れ方の明確化をしていくことが考えられる。ただし、こうした効果を数量的に把握するためには慎重な検討が必要であることも分かった。